

平成 23 年度 財団法人日本体育協会 公認コーチ養成講習会開催要項

1. 目 的

地域において、競技者育成のための指導にあたりとともに、広域スポーツセンター及び各競技別トレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる者を養成する。

2. 主 催 財団法人 日本体育協会
実施 中央 競技 団体

3. 後 援 都 道 府 県 体 育 協 会

4. 実施競技 陸上競技、水泳、スキー、テニス、ボート、ホッケー、アマチュアボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、スケート、セーリング、自転車競技、卓球、軟式野球、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、ライフル射撃、近代五種・バイアスロン、ラグビーフットボール、カヌー、空手道、ダンススポーツ

5. カリキュラム

(1) 共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ……152.5時間（集合講習及び自宅学習）
共通科目Ⅰ

科目名	時間数
1) 文化としてのスポーツ	3.75 時間
2) 指導者の役割Ⅰ	5 時間
3) トレーニング論Ⅰ	3.75 時間
4) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅰ	7.5 時間
5) スポーツと栄養	2.5 時間
6) 指導計画と安全管理	3.75 時間
7) ジュニア期とスポーツ	5 時間
8) 地域におけるスポーツ振興	3.75 時間

共通科目Ⅱ

科目名	時間数
1) 社会の中のスポーツ	5 時間
2) スポーツと法	5 時間
3) スポーツの心理Ⅰ	7.5 時間
4) スポーツ組織の運営と事業	10 時間
5) 対象に合わせたスポーツ指導	7.5 時間

共通科目Ⅲ

科目名	時間数
1) 指導者の役割Ⅱ	7.5 時間
2) アスリートの栄養・食事	5 時間
3) スポーツの心理Ⅱ	10 時間
4) 身体のしくみと動き	10 時間
5) トレーニング論Ⅱ	20 時間
6) 競技者育成のための指導法	10 時間
7) スポーツ指導者に必要な医学的知識Ⅱ	20 時間

(注) 共通科目については(財)日本体育協会が主催し、各競技団体合同で実施する。

- (2) 専門科目……60 時間以上（集合講習及び通信講習等）

（注）各競技別に当該中央競技団体が主催して実施することとし、詳細については（財）日本体育協会と当該中央競技団体が協議して別に定める“専門科目講習会実施要領”による。

6. 実施方法（開催期日・会場）

(1) 共通科目

- ・集合講習（共通科目Ⅱ・Ⅲ）

平成 23 年 7 月から 11 月にかけて、全 10 会場にて実施する（1 会場 5 日間）。

- ・自宅学習（共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

集合講習受講前の 2～4 ヶ月程度

(2) 専門科目

当該中央競技団体が（財）日本体育協会と協議の上、計画・実施する。

なお、原則として集合講習は全期間合宿講習とする。

7. 受講者

(1) 受講条件

受講を開始する年の 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の者で、当該競技団体の定める事項に該当する者。

(2) 受講者数

受講者は、各競技 40 名程度とする。

8. 受講申込み

- (1) 受講申し込み手続きは全て当該中央競技団体を通じておこなう。

- (2) 受講希望者は当該中央競技団体を通じて「受講の手引き」を入手すること。

- (3) 受講希望者は、「受講の手引き」内の「受講希望者個人調書」に必要事項を記入し、当該中央競技団体が定める期日までに提出する。なお、免除申請者は所定の必要書類を添付すること。

- (4) 当該中央競技団体は、「受講希望者個人調書」及び免除申請に必要な書類を取りまとめ、本会指定の入力様式に受講者情報を入力の上、併せて提出する。

9. 受講料（受験料を含む）

- (1) 29,400 円（共通科目 18,900 円、専門科目 10,500 円）

（注）免除審査料については別に定める。

- (2) 受講決定者は、上記受講料（または免除審査料）を当該中央競技団体指定の方法により定められた期日までに納入する。

- (3) 当該中央競技団体は、受講料（または免除審査料）を取りまとめ、（財）日本体育協会に納入する。

10. 受講者の決定

中央競技団体から提出された「受講希望者個人調書」などの関係書類を審査の上、受講者を決定し、当該中央競技団体及び本人宛に通知する。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め 4 年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。また共通科目については同一年度内に全講義を受講すること。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、指導者育成専門委員会、教育研修部会で審査し受講が取り消される。

1 1. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの修了等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

1 2. 検定・審査

講習に基づく検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

- (1) 共通科目における検定は、筆記試験による判定とし、(財)日本体育協会において審査する。
 - (2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験等を加えた総合判定とし、各中央競技団体の専門科目検定委員会(部会)において審査する。
 - (3) 共通科目及び専門科目の検定に合格した者を「公認コーチ養成講習会修了者」と認める。
- ※ 免除措置適用者における検定については、別に定める。

1 3. 登録及び認定

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し指導者登録(登録申請書の提出および登録料の納入)を完了した者に、財団法人日本体育協会公認コーチ「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (2) 資格の有効期限は、4年間とし4年毎に更新する。ただし、認定される資格以外に本会公認スポーツ指導者資格を有している場合は、その登録有効期限までとする(スポーツリーダーは除く)。本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヶ月前までに、財団法人日本体育協会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
- (3) 過去に何らかの本会公認スポーツ指導者資格を取得し、現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても登録管理システム上で有効期限切れ者としてデータが保存されており、登録申請書を送付できないことがあるため、その場合は申し出ること。
- (4) 登録料
 - ・初年度の初回基本登録料 13,000円(4年間)
 - ・4年後の更新時の登録料 10,000円(4年間)(注) これら基本登録料の他に、競技団体登録料が別途定められている競技があります。

1 4. その他

- (1) 講習会受講に際し取得した個人情報、(財)日本体育協会及び当該中央競技団体が養成講習会関係資料の送付及びコーチ養成関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。
- (2) 本講習会の受講有効期限内に他の本会公認資格の受講はできないため、注意すること。また、他の本会公認資格を受講中の場合も受講申し込みはできない。

1 5. 問合せ先

(財)日本体育協会 スポーツ指導者育成部 指導者育成課
〒150-8050 住所：東京都渋谷区神南1-1-1
TEL：03-3481-2226 FAX：03-3481-2284
【問合せ時間】平日9:30~17:30(12:00~13:00を除く)